（理事用）

**誓　約　書**

　私は、社会福祉法人　　　　　　　　　　　　　の理事就任にあたり、次の各号を誓約します。

　１　社会福祉法第44条第１項により準用される社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと

　２　各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと

　３　暴力団員等の反社会勢力者に該当しないこと

　４　今後、上記１号から３号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

　　　　　年　　月　　日

社会福祉法人

　　　理事長　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（理事用誓約書 参考）

社会福祉法

　第40条　次に掲げる者は，評議員となることができない。

　　一　法人

　　二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

　　三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　　四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　　五　第56条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

　　六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　第44条　第40条第１項の規定は、役員について準用する。

　２　監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

　３　理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

　４　理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

　　一　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

　　二　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

　　三　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

　５　監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

　　一　社会福祉事業について識見を有する者

　　二　財務管理について識見を有する者

　６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

　７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

社会福祉法人審査基準

　第３の１の⑹

　　暴力団員等の反社会的勢力の者は，評議員又は役員となることはできないこと。